

特別養護老人ホーム恵光園 運営規程

第一章 総則

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人光仁会が開設する特別養護老人ホーム恵光園（以下「施設」という。）の適正は運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態になった高齢者に対し、適正な指定介護老人福祉施設サービス（以下「施設サービス」という。）の提供をすることを目的とする。

(施設の目的及び運営方針)

- 第2条 施設は、入居者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭において、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することを目指すものとする。
- 2 施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(施設の名称)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次の通りとする。

名 称 特別養護老人ホーム恵光園
所在地 青森県むつ市大字奥内字竹立9番

(利用定員)

- 第4条 施設は、その利用定員を70名とする。（ユニット型個室70名）
- 2 ユニット数は7ユニットで、ユニット毎の入居定員は10名とする。
- 3 施設は、災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させないものとする。

第二章 人員

(職員の種類・員数及び職務の内容)

- 第5条 施設に勤務する職種・員数及び職務の内容は次のとおりとする。
- (1) 管理者 1名（常勤専従）
施設長は、理事長の命を受け、施設の業務を統括し、職員の指導監督をする。
- (2) 医師 1名（非常勤嘱託医）
医師の職務は、入居者の診療・健康管理及び保健衛生指導とする。
- (3) 生活相談員 2名
生活相談員の職務は、入退居における面接手続き事務等と入居者の処遇に関すること、苦情や相談等に関することとする。
- (4) 介護及び看護職員（入居者の数が3又はその端数を増すごとに1名以上）
介護職員 35名 （常勤専従33名・非常勤専従2名）

- 看護職員 4名 (常勤専従3名・常勤兼務1名・機能訓練指導員と兼務)
- (5) 管理栄養士 1名 (常勤専従)
管理栄養士及び栄養士の職務は、栄養ケアマネジメント計画の作成等、献立作成、栄養計算等を行い、調理員を指導して給食業務を行うこととする。
- (6) 機能訓練指導員 1名 (常勤兼務、看護職員と兼務)
機能訓練指導員の職務は、入居者の機能訓練に関することと、それに伴う介護職員への指導などを行うこととする。
- (7) 介護支援専門員 1名 (常勤専従)
介護支援専門員の職務は、入居者の要介護申請や、調査に関することと、サービス計画の作成等、入居者やそのご家族の苦情や相談に関すること、他のサービス事業者や支援事業者との折衝、地域住民への相談業務などとする。
- (8) 事務員 (常勤専従)
事務員の職務は、庶務及び会計事務とする。

第三章 設備

(設備及び備品等)

- 第6条 居室
入居者の居室は全室個室とする。居室にはベッド・ロッカー (箆筒) 等を備品として備える。
- 第7条 共同生活室
共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有する。
- 第8条 調理室
火気を使用する部分は、不燃材料を用いる。
- 第9条 医務室
施設は、入居者の診療・健康管理等のために、医療法に規定する診療所を設ける。医務室には入居者を診察するために必要な医薬品及び医療器具を備える。
- 第10条 浴室
浴室は、居室のある階ごとに設ける。入居者が使用しやすいよう、一般浴槽の他に要介護者のための特殊浴槽を設ける。
- 第11条 洗面設備及び便所
洗面設備は、各ユニット各居室に設け、便所は各ユニット二か所ずつ設ける。
- 第12条 事務室
事務室には、机・椅子や書類等保管庫など必要な備品を備える。
- 第13条 その他の設備
施設は、設備としてその他に、洗濯室、汚物処理室、介護材料室、相談室、会議室、エレベーター、避難滑り台などを設ける。

第四章

(内容及び手続きの説明と同意)

第 14 条 施設は、施設サービスの提供の開始に際しては、予め入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要・従業員の勤務の体制、その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる需要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について、入居申込者または、その家族の同意を得ることとする。

(受給資格等の確認)

第 15 条 施設は、施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格・要介護認定の有無および要介護認定の有効期限を確認する。

2 施設は、前項の被保険者証に法第七十三条第二項に規定する認定審査会意見が記載されている時は、当該認定審査会意見に配慮して、施設サービスを提供するように努めることとする。

(稼働日)

第 16 条 施設の利用可能な日は毎日とする。休日についてはこれを設けない。

(入退居)

第 17 条 入居

施設は、身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、施設サービスを提供する。

2 施設は、正当な理由なく施設サービスの提供を拒まない。

3 施設は、入居申込者が入院治療を必要とする場合や、その他入居申込者に対し、適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所または介護老人保健施設を紹介するなどの適切な措置を速やかに講ずることとする。

4 施設は、入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況や病歴等の把握に努める。

第 18 条 退居

施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、その入居者及び家族の希望、その入居者が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、その入居者の円滑な退居のために必要な援助を行う。

2 施設は、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等により、入居者について、その心身状況や、その置かれている環境等に照らし、その入居者が居宅において日常生活を営むことができるかどうか検討する。

3 施設は、入居者の退居に際しては、居宅介護支援事業者に対する情報の提供、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

第 19 条 入退居記録の記載

施設は、入居に際しては、入居の年月日並びに入居施設の種類及び名称を、退居に際しては、退居の年月日を、当該者の被保険者証に記載することとする。

(介護の基準)

第20条 介護の取扱い

- (1) 施設は、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その入居者の心身の状況に応じて、その処遇を妥当適切に行う。
- (2) 施設は、施設サービスを提供するに当たっては、その施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- (3) 施設は、その従業者が施設サービスを提供するに当たっては懇切丁寧を旨とし、入居者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行う。
- (4) 施設は、施設サービスを提供するに当たっては、当該入居者又は他の入居者の生命は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行わない。
- (5) 施設は、自らその提供する施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図ることとする。

第21条 施設介護サービス計画

- 1 施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- 2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以後「計画担当介護支援専門員」と言う）は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入居者について、その有する能力・その置かれている環境等の評価を通じて、現に抱える問題点を明らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
- 3 計画担当介護支援専門員は、入居者及びその家族の希望・入居者について把握された解決すべき課題に基づき、当該入居者に対する施設サービスの提供にあたる他の従業者と協議の上、施設サービスの目標及びその達成時期・施設サービスの内容・施設サービスを提供する上で留意すべき事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。
- 4 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案について、入居者に対して説明し、同意を得なければならない。
- 5 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、施設サービス計画の提供にあたる他の職員との連絡を継続的に行うことにより、施設サービス計画の実施状況の把握を行うと共に、入居者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行う。

第22条 介護内容

- (1) 介護に当たっては、入居者の心身の状況に応じ、入居者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって行う。
- (2) 施設は、一週間に二回以上、適切な方法により入居者を入浴、または清拭を行う。
- (3) 施設は、入居者の心身の状況に応じ、適切な方法により排泄の自立について必要な援助を行う。
- (4) 施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、おむつを適切に取り替える。

- (5) 施設は、前各項のものの他、入居者に対し、離床・着替え・整容等の介護を適切に行う。
- (6) 施設は、常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させる。
- (7) 施設は、入居者に対し、その負担により、当該施設の職員以外の者による介護を受けさせない。

(食事の提供)

- 第 23 条 入居者の食事は、栄養並びに入居者の身体の状態及び嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行うこととする。
- 2 入居者の食事は、当該入居者の自立の支援に配慮し、可能な限り離床して行われるよう努める。

(機能訓練)

- 第 24 条 施設は、入居者の心身の状態を踏まえ、日常生活を営む上で必要な機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

(健康管理)

- 第 25 条 施設の医師及び看護職員は、常に入居者の健康の状態に注意すると共に、必要に応じて健康保持のための適切な措置を取る。

(入居者の入院期間中の取扱い)

- 第 26 条 施設は、入居者について、病院等に入院する必要が生じた場合であって、入院後概ね三ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、当該入居者及びその家族の希望などを勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与すると共に、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に円滑入居することができるようにする。

(相談及び援助)

- 第 27 条 施設は、常に入居者の心身の状態や、その置かれている環境等の適格な把握に努め、入居者又はその家族に対し、その相談に適切に応じると共に、必要な助言やその他の援助を行う。
- 2 施設は、要介護認定を受けていない入居希望者について、要介護認定の申請が既に行われているかを確認し、申請が行われていない場合は、入居希望者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。
- 3 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも、当該入居者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の三十日前には行われるよう必要な援助を行う。

(社会生活上の便宜の供与)

- 第 28 条 施設は、教養娯楽設備等を備える他、適宜入居者のためのレクリエーション行事を行う。
- 2 施設は、入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又は家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行うこととする。

- 3 施設は、常に入居者の家族との連携を図ると共に、入居者とその家族との交流等を確保するよう努める。

(利用料)

- 第 29 条 (1) 施設が法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した場合の利用料の額は、介護保険法による介護報酬の告示上の額とする。
- (2) 施設は、法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した場合には、その入居者から利用料の一部として、指定介護老人福祉施設サービスに係わる施設介護サービス費用基準額から施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

第 30 条 その他の費用

施設は、前二項の支払いを受ける額その他、次の各号に掲げる費用の額の支払いを入居者から受けることができる。なお、居住費及び食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている入居者の場合、その認定証に記載された金額を一日あたりの料金とする。

(1) 居住費・食費

	第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階①	第 3 段階②	非該当
居 住 費	880	880	1, 370	1, 370	2, 066
食 費	300	390	650	1, 360	1, 500

- (2) 入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (3) 理美容代 実費
- (4) その他の介護保険給付費以外のサービスは重要事項説明書に明記してある通り。
- 2 施設は、前項各号に掲げる費用の額に係わるサービスの提供に当たっては、予め入居者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、入居者の同意を得ることとする。なお、やむを得ない事情により、当該内容及び費用の変更がある場合には、予め入居者又はその家族に対し説明を行い、入居者の同意を得ることとする。
 - 3 施設は、前項各号に掲げる費用の支払いを受けた場合は、当該サービス内容及び費用の額、その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入居者に対して交付することとする。

(協力病院)

- 第 31 条 施設は、入院治療を必要とする入居者のために、予め協力病院を定めておく。
- 2 施設は、治療を必要とする入居者のために、予め協力歯科医療機関を定めておく。

(衛生管理等)

- 第 32 条 施設は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲料水について衛生的な管理に努め、また衛生上必要な措置を講じると共に、医薬品及び医療用具の管理を適切に行う。

- 2 施設は、当該施設において感染症が発生、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるよう努める。

(掲示)

- 第 33 条 施設は、運営規程の概要・職員の勤務の体制・協力病院・利用料その他のサービスの選択に資すると思われる重要事項を、施設の見やすい場所に掲示する。

(秘密保持)

- 第 34 条 施設の職員は、正当な理由なく、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密保持を厳守する。
- 2 施設は、施設の職員であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じることとする。
 - 3 施設は、居宅介護支援事業者に対して、入居者に関する情報を提供する場合は、予め文書により入居者の同意を得ることとする。

(苦情の処理)

- 第 35 条 施設は、提供した施設サービスに関する入居者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、入居者又はその家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じることとする。

(事故発生時の対応)

- 第 36 条 施設は、入居者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、入居者の家族に連絡すると共に、必要な措置を講じる。
- 2 施設は、入居者に対する施設サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに賠償することとする。

(緊急時等の対応)

- 第 37 条 施設は、現に施設サービスの提供を行っているときに、入居者に病状の急変が生じた場合や、その他必要な場合は、速やかに医師又は施設が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

(非常災害対策)

- 第 38 条 施設は、非常その他緊急の事態に備え、執るべき措置について、予め対策をたて、職員及び入居者に周知徹底を図るため、定期的に避難訓練などを実施する。

(虐待の防止)

- 第 39 条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。

- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 施設は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）

- 第40条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他の事項）

- 第41条 施設は、入居者に対して適切な施設サービスを提供することができるよう、職員の勤務体制を定める。
- 2 施設は、職員の資質向上を図るため、随時研修の機会を設ける。
- 3 施設は、職員に対し身分証明書を発行し、職員はその勤務中は、その身分証明を携帯することにより、入居者又はその家族から求められたときには、これを提示して身分を明らかにすることとする。
- 4 施設は、その運営に当たって、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の交流を深めることとする。
- 5 事業所の従業者、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密保持を厳守する。
- 6 従業者でなくなった者についても、秘密を保持させるため、その旨を雇用契約内容に明記する。

- 第42条 この規定に定めるものの他、施設の運営管理に関して必要な事項は、施設の管理者が別に定める。

（附則）

この規程は、平成30年 5月 1日から施行する。
この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。